

衣川野球場

使用区分		基本使用料 (1時間まで ごとに)	付加使用料
野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	放送設備を使用するとき は、1時間までごとに110 円を徴収する。
		一般	
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	
		一般	
運動広場	児童及び生徒		
	一般		

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。